

平成 29 (2017) 年 9 月 1 日
公益財団法人農芸化学研究奨励会

吸収合併に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、当法人（代表者：理事長 太田明徳）は、平成 29 (2017) 年 12 月 1 日を効力発生日として、当法人を消滅法人とし、公益社団法人日本農芸化学会を存続法人として、吸収合併されることと相成りました。当該合併に伴いまして、当法人は、公益社団法人日本農芸化学会へ一切の権利義務を譲渡いたします。

今般の合併により、これまで以上に農芸化学諸分野の研究をさらに大きな枠組みで支援することが可能となるものと確信しております。

尚、ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

敬具

記

1. 合併の目的

公益社団法人日本農芸化学会および公益財団法人農芸化学研究奨励会は、農芸化学分野の研究の発展とそれを人類の福祉・社会の発展に役立てることを共通の目的として、それぞれ研究発展の支援及び研究助成を主たる事業として活動してまいりました。事業の公益性を担保するため、個々の公益法人においては経理的独立性が要求されますが、農芸化学研究奨励会の事務局は日本農芸化学会事務局に永く同居してきたために、監督官庁である内閣府に対して経理的独立性を保証することが困難な状態となっておりました。以上の背景のもと、両法人で協議を重ねた結果、公益社団法人日本農芸化学会が共通の目的を有する公益財団法人農芸化学研究奨励会を吸収合併することといたしました。なお、これにより、両法人が有する経理的独立性の問題をクリアできると同時に、より強固な公益法人として農芸化学諸分野の研究の奨励をさらに大きな枠組みで行うことが可能になります。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

合併決議理事会	平成 29 (2017) 年 3 月 6 日
合併契約書締結	平成 29 (2017) 年 5 月 11 日
合併の予定日（効力発生日）	平成 29 (2017) 年 12 月 1 日

(2) 合併の方式

公益社団法人日本農芸化学会を存続法人とする吸収合併方式で、当法人は解散、消滅いたします。

3. 合併当事法人の概要

	存続法人	消滅法人
(1) 法人名称	公益社団法人日本農芸化学会	公益財団法人農芸化学研究奨励会
(2) 所在地	東京都文京区弥生 2 丁目 4 番 16 号	東京都文京区弥生 2 丁目 4 番 16 号(学会センタービル内)
(3) 代表者の役職・氏名	会長・佐藤 隆一郎	理事長・太田 明徳
(4) 法人番号	9010005018342	5010005003298
(5) 設立年月日 (公益法人登記日)	平成 24 (2012) 年 3 月 1 日	平成 25 (2013) 年 4 月 1 日
(6) 事業目的	農芸化学分野の基礎及び応用研究の進歩・普及、及び同分野の教育の推進を図り、もって科学、技術、文化の発展に寄与することにより人類の福祉の向上に資することを目的とする。	農芸化学に関する研究を奨励、助成し、その進歩発展を図り、もって科学、技術、文化の向上に寄与することを目的とする。
(7) 正味財産	332,638,380 円 (平成 29 (2017) 年 2 月 28 日現在)	262,333,059 円 (平成 29 (2017) 年 3 月 31 日現在)
(8) 決算期	2 月末日	3 月 31 日

4. 合併後の状況

本合併による公益社団法人日本農芸化学会の名称、所在地、事業目的、代表者の役職・氏名、決算期の変更はありません。

5. 今後の見通し

本合併の効力が発生すると、当法人のすべての事業、財産及び権利義務が存続法人に移転します。

以上

法人名 公益財団法人農芸化学研究奨励会

代表者名 理事長 太田明徳

問合せ先 事務局 千々松明子 (TEL : 03-3811-8789)